

「フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領」の一部改正について

(改正理由)

京都府による「フレックス工期による契約方式の試行に係る事務取扱要領」の一部改正に伴い、以下のとおり本市の「フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領」の一部を改正するもの。

(施行日) 平成31年3月1日

新	旧	対	照	表
旧		新		
<p>(対象工事) 第2条 フレックス工期による契約方式を適用可能とする建設工事（以下、「対象工事」という。）は、<u>競争入札方式で調達する工事のうち、</u>次の各号に掲げるすべての要件を満たす工事とする。</p> <p>(工事開始期限日及び工事開始日) 第3条 (略) 3 発注者は工事開始期限日をあらかじめ定め、<u>入札公告及び指名通知</u>によりこれを明示しなければならない。 4 工事開始期限日は、当該入札の開札予定日から <u>60</u> 日以内の日としなければならない。</p> <p>附 則 この要領は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。</p>		<p>(対象工事) 第2条 フレックス工期による契約方式を適用可能とする建設工事（以下、「対象工事」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす工事とする。</p> <p>(工事開始期限日及び工事開始日) 第3条 (略) 3 発注者は工事開始期限日をあらかじめ定め、<u>入札公告等</u>によりこれを明示しなければならない。 4 工事開始期限日は、<u>原則として、当該入札等</u>の開札予定日から <u>90</u> 日以内の日としなければならない。</p> <p>附 則 この要領は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。</u></p>		